

任意継続の手続きについて

◎資格取得申請について

退職日の翌日から20日以内に手続きが必要です(20日目が土日祝祭日等の場合でも期限は延びません)。

1ヶ月分(任意継続資格取得月)の保険料をお忘れなく!

手続きの時期によっては、翌月分の納付期限日が間近であったり、すでに到来している為、2ヶ月分の保険料を支払う場合もあります。事前に業務部までご確認ください。

◎納付方法(2通り)

1. 現金書留で申請書・必要書類を同封する。
2. 組合指定口座に納付し申請書・必要書類は別郵送する。

◎振込先口座

銀行及び支店名 三菱UFJ銀行 六本木支店(045)
普通預金 0002356
口座名義 自動車振興会健康保険組合
(ジドウシヤシンコウカイケンコウホケンクミアイ)

振込依頼人

(記入例) 【初回】 お名前の前に**在籍時の保険証の記号・番号**を明記してください

1 2 3 - 4 5 6 7 ケンポ タロウ

【2回目以降】 お名前の前に**任意継続の保険証の番号**を明記してください

2 3 4 5 6 ケンポ タロウ

◎申請に必要な記入書類(すべて自署でご記入ください)

- 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書(右側に念書があるもの)

※引き続きご家族の方を扶養する場合に記載する書類

- 健康保険被扶養者(異動)届
- 被扶養者現況届(確認書)

なお、扶養の再認定を行いますので、上記の書類に必要な証明書等を添付して下さい。

★配偶者：現在働いている方

①異動届 ②現況届 ③収入証明書 ④雇用契約書 or 直近3ヶ月の給与明細(写)

※前職の離職票コピーの提出が必要になる場合があります。

★配偶者：退職された方

①異動届 ②現況届 ③収入証明書 ④雇用保険受給状況確認書

⑤離職票1・2(コピー) ※失業給付を受け終わった方は、受給資格者証の両面コピー

※雇用保険未加入者で⑤が無い場合、下記の書類が必要です。

⑥退職証明書 ⑦雇用保険未加入だった事がわかるもの

*在職時に個人番号(マイナンバー)を提出されている場合は、必要な証明書類を一部省略できます。

その他の対象者の場合は、ホームページの「被扶養者認定に必要な添付書類一覧」をご参照ください。